

秘密保持契約書

アプリ開発者 露口剛司(以下「甲」という。)と、アプリ利用 <<名前>>(以下「乙」という。)は、甲が作成したアプリのモニター(以下「本件モニター」という。)に関し、アプリ開発および、本件モニターの実施の過程で必要となる情報を適切に保護し、不正な利用・漏洩を防止することを目的として、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(秘密情報の定義)

1. 本契約において秘密情報とは、本件モニターに関して、甲より提供を受けた技術上、営業上、企画上、または制作ノウハウその他一切の情報(書面、電子データ、口頭、その他媒体を問わない)のうち、次のいずれかに該当する情報をいう。
 - (1) 書面、口頭、電子的記録媒体その他方法を問わず、本プロジェクトに関連して開示される技術情報、営業情報、ノウハウ、図面、仕様書、契約条件、価格情報、顧客情報、取引先情報等一切の情報
 - (2) 本件モニターのために提供される、甲の未公開の製品・サービス・イベントに関する情報、企画案、ブランドガイドライン、顧客ターゲット分析データ、および価格体系
 - (3) 甲が本件モニターの過程で提示した独自のプロンプト、制作フロー、および学習済みモデルの調整パラメーター等の制作ノウハウ
 - (4) 本件モニターの対象となる以下記載のデータ

【甲が乙に開示する秘密情報】

- 製品・サービス情報
生成AIと算命学を利用したAIアプリ、検索エンジン、WEBサービス
- マーケティング資料・企画案・アイデア
生成AIと算命学を利用したコミュニケーション方法(アプリケーション、サービスなど)全般
- ブランドガイドライン・デザイン素材
- 顧客データ・ターゲット分析情報・利用情報
- 価格情報・見積書・契約条件
- 技術情報・仕様書・開発資料
- 運用情報・業務プロセス情報

【乙が甲に開示する秘密情報】

- プロンプト・制作フロー
- 使用事例・モニター結果

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後、自己の責めに帰さない事由により公知となった情報
- (3) 開示を受けた時点で既に適法に保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

第2条(秘密保持義務)

1. 秘密情報を受領した当事者(以下、秘密情報を相手方から受領した当事者を「受領者」、その情報を開示した相手となる当事者を「開示者」という。)は、秘密情報を秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示、提供または漏えいしてはならない

- 。 2. 受領者は、秘密情報を、本件モニター遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示することができるものとする。
3. 開示者による事前の書面による承認を得た場合(ただし、開示者は合理的理由なくこれを拒否できない。)、受領者は、秘密情報を本件モニター遂行のために必要な第三者(次条に定める本件AIサービスの提供者を除く。)に対して開示できるものとする。この場合、受領者は当該第三者に本契約と同等の義務を課し、一切の責任を負うものとする。
4. 受領者は、法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前に相手方に通知した上で、当該開示先に対し開示できる。

第3条(生成AIサービスへの入力と学習禁止義務)

1. 甲は、乙が本件モニター遂行のため、乙との間で「入力情報をAIの学習に用いない」ことを内容とする契約が締結されている場合に限り、秘密情報を以下の生成AIサービス(以下「本件AIサービス」という。)に入力することを承諾する。
 - (1) Chat GPT (OpenAI)
2. 乙は、本件AIサービスを利用するにあたり、以下の設定を遵守し、入力した情報がAIの学習に利用されない措置を講じなければならない。
 - (1) オプトアウト設定(学習オフ設定)の有効化、またはAPI経由での利用
 - (2) 個人情報(氏名、電話番号、メールアドレス等)の入力禁止
3. 乙は、本件AIサービスへの入力にあたり、前項の入力禁止を徹底し、甲が求めた場合は設定状況等を報告しなければならない。

第4条(目的外使用の禁止等)

乙は、秘密情報を本件モニター遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本件モニター遂行に合理的に必要となる範囲でのみ、これらを行うことができる。

第5条(秘密情報の返却・破棄等)

1. 乙は、本契約が終了した場合または甲から要求を受けた場合、秘密情報(複製物および改変物を含む)を速やかに返却または消去するものとする。ただし、本件AIサービスに入力した情報について、本件AIサービスの技術的仕様により削除が不可能な場合には、本件AIサービスの提供者をして、入力済みの情報を消去させる義務を負うものではない。
2. 乙が甲に開示した秘密情報に、本件モニターの結果について記載した報告書等が含まれる場合、甲は、自己の利用に必要な範囲に限り、契約終了後もこれを使用、複製および改変できる。ただし、これを第三者に開示、提供または漏えいしてはならない。

第6条(知的財産権の帰属)

- 1 秘密情報に関する知的財産権その他一切の権利は、開示者に帰属する。
- 2 本プロジェクト遂行の過程で、秘密情報を基礎として発明・考案・著作物その他知的財産が創出された場合、その帰属や利用条件については甲乙協議のうえ定める。
- 3 各当事者が本契約締結以前から有している知的財産権、または秘密情報によらず独自に創出した知的財産権は、当該当事者に帰属する。

第7条(乙のプロンプト等の権利保護)

1. 乙が本契約締結前から保有し、または本件モニターにおいて独自に開発したプロンプト、構成テンプレート、執筆ノウハウ等、乙の保有資産に関する著作権その他一切の権利は、乙に帰属するものとする。
2. 甲は、別紙で納品物として明記されない限り、乙の使用したプロンプトの開示や譲渡を求めることはできない。

第8条(損害賠償の制限)

甲および乙は、本契約の違反により相手方に損害を与えた場合、通常かつ直接の損害に限りこれを賠償するものとし、乙の賠償額は、金5万円を上限とする。ただし、故意または重過失があ

る場合はこの限りではない。

第9条(有効期間と存続条項)

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から、本件モニターの完了した日までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、第1条(秘密情報の定義)、第2条(秘密保持義務)、第4条(目的外使用の禁止等)、および第8条(損害賠償の制限)の規定は、本契約終了後も3年間有効に存続するものとする。
3. 第7条(プロンプト等の権利保護)および第10条(管轄裁判所)の規定は、期間の定めなく、本契約終了後も引き続き効力を有するものとする。

第10条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、**東京地方裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条(協議事項)

本契約の履行について疑義を生じた事項および本契約に定めのない事項については、当事者間で協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(日付) <<署名日>>

(署名欄)

(甲)
氏名 アプリ開発者 露口剛司

(乙)
氏名 <<名前>>

以上